

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和6年11月1日

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市規則第54号

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例（令和6年藤井寺市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の構成)

第2条 藤井寺市立観光・歴史文化交流センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ウェルカムロビー・ラウンジ
- (2) カフェ・マルシェ
- (3) ワークショップルーム
- (4) ギャラリー（展示エリア）
- (5) ライブラリー（図書エリア）
- (6) レストスペース（休憩エリア）
- (7) 歴史展示コーナー
- (8) 世界遺産百舌鳥・古市古墳群ガイドンス
- (9) ピロティ
- (10) ガーデンテラス
- (11) 事務室その他附帯施設

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(使用許可の申請等)

第5条 条例第6条の規定により、第2条各号に掲げる施設（同条第11号に掲げる施設を除く。）を占有して使用（以下単に「使用」という。）する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可（兼減免）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、施設を使用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い開館日とする。）からとする。

3 市長は、第1項の規定による申請について適当と認めたときは、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可書（兼減免決定通知書）（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更・取消申請等)

第6条 前条第3項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、

許可書に記載された事項の一部を変更し、又は取消しの承認を受けようとするときは、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可変更・取消承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用変更・取消承認書（様式第4号）を使用者に交付するものとする。

（連続使用期間）

第7条 第5条第3項の許可により連続して施設（カフェ（厨房）を除く。）を使用できる期間は、14日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用料の納付）

第8条 条例第7条に規定する使用料は、第5条第3項の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第9条 条例第8条により使用料を減免することができるのは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減免する額は当該各号に定める額とする。ただし、第3号及び第4号については、本来の活動目的でない使用又は入場料等を徴収して使用する場合を除く。

- (1) 市の執行機関が主催又は共催する事業で使用するとき 全額
- (2) 国や他の地方公共団体が主催又は共催する事業で、市が関わる必要があるとして、関係する所管課が認め使用するとき 全額
- (3) 市の執行機関が認める団体が活動の一環として、市が関わる必要があると関係する所管課が認め使用するとき 全額
- (4) 団体又は個人が市の執行機関の後援、協力又は協賛を得て行う事業で使用するとき 半額
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可（兼減免）申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可書（兼減免決定通知書）を申請者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第9条ただし書に規定する市長が特別な理由があると認めるときは次の各号に掲げるときとし、還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 災害又は使用者の責めに帰さない理由により、施設を使用することができなくなったとき 全額
- (2) 使用開始の7日前までに第6条の使用許可の取消しの承認を受けたとき 全額
- (3) 使用開始の前日までに第6条の使用許可の取消しの承認を受けたとき 半額

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用料還付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(毀損等の届出)

第11条 センターの施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による許可の申請及び使用の許可その他この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第5条、第9条関係）

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可（兼減免）申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

申請者 住所（所在地）

団体名

ふりがな
氏名（代表者職・氏名）

生年月日 年 月 日生（男・女）

電話番号

施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設	
使用目的・内容 （具体的に）	
使用期間 （準備及び後片付けを含む。）	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで
事業開始日	年 月 日（曜日）
入場料の徴収	有（ ）・無
物品の販売	有（ ）・無
特別の設備	有（ ）・無
持込器具	有（ ）・無
使用責任者	氏名 電話番号 メールアドレス

併せて、次のとおり使用料の減免を申請します。

減免を受けたい理由	
-----------	--

※ 記載された個人情報は、藤井寺市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

※ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるときは許可しません。また、許可後、暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると判明したときは許可の取消しを行います。

様式第2号（第5条、第9条関係）

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可書（兼減免決定通知書）

許可番号 第 号
年 月 日

様

藤井寺市長

施設の使用を次のとおり許可します。

使用施設	
使用目的・内容	
使用許可期間	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで
事業開始日	年 月 日（曜日）
入場料の徴収	有（ ）・無
物品の販売	有（ ）・無
特別の設備	有（ ）・無
持込器具	有（ ）・無
使用条件	

使用料の減免については以下のとおり決定します。

1 減免する（減免額： 円 第 条 第 項 第 号に該当）
2 減免しない（理由 ）

様式第3号（第6条関係）

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可変更・取消承認申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

申請者 住所（所在地）
団体名
氏名（代表者職・氏名）
電話番号

施設の使用許可の変更・取消しの承認を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
使用施設			
使用許可期間	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで		
変更・取消の理由			

※使用許可書を添付してください。

様式第4号（第6条関係）

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可変更・取消承認書

年 月 日

様

藤井寺市長

施設の使用許可の変更・取消しの申請について、承認します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
使用施設			
使用許可期間	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで		
変更・取消の理由			

様式第5号（第10条関係）

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用料還付請求書

年 月 日

藤井寺市長 様

申請者 住所（所在地）
団体名
氏名（代表者職・氏名）
電話番号

施設使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
使用施設			
使用許可期間	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで		
既納の使用料	円		
還付申請額	円		
還付申請の理由			

※既納の使用料に係る領収書を添付してください。